小松サン・アビリティーズ 指定管理者募集要項

問い合わせ先

小松市役所健康福祉部ふれあい福祉課

目 次

1	対象施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	• 03
2	指定管理者が行う業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	• 03
3	指定期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	• 03
4	管理運営経費等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	• 03
5	小松サン・アビリティーズの使用料・・・・・・・・・・	•	•	• 04
6	応募の資格等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	• 04
7	募集要項等の配布・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	• 04
8	提出書類等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	• 05
9	応募方法等に関する説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	• 06
10	募集内容等に係る質問の受付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	• 06
11	応募申請書受付期間及び提出先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	• 06
12	応募に関する留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	• 06
13	指定管理者の選定及び指定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	• 07
14	スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	• 07
15	問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	• 08

小松サン・アビリティーズの指定管理者(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244条の 2 第 3 項に定める指定管理者)を募集します。

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称 小松サン・アビリティーズ
- (2) 所在地 小松市符津町念仏ケ2番地7
- (3) 施設の目的 障がい者の健康増進,教養文化及び余暇活動の向上並び に地域のスポーツや文化活動への参加を促進することを 目的とする。
- (4) 開設時期 昭和60年10月1日
- (5) 建物の構造 鉄筋コンクリート一部鉄骨造平屋建 延床面積 1,557.63 ㎡ 敷地面積 4,501.18 ㎡
- (6) 施設の内容 事務室,ロビー,多目的室,会議室,研修室,音楽室, 教養文化室,体育館,風除室,ホール,廊下,更衣室, 便所,湯沸室,器具庫,倉庫,機械室
- (7) 休館日 毎月月曜日及び第3日曜日 12月29日から翌年1月3日まで 特別の理由があると認めるときは,臨時に休館日を変更 し、又は休館することができる。
- (8) 開館時間 午前9時から午後9時まで 特別の理由があると認めるときは,臨時に開館時間を変 更することができる。

2 指定管理者が行う業務

別紙仕様書のとおり

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。(5年間)

指定期間開始時には基本協定,指定期間中会計年度(4月1日から翌年の3月31日まで)ごとに,小松市と細目を定める年度協定を締結するものとします。

4 管理運営経費等

管理運営に係る小松市からの管理委託料は、年度協定書に基づき支払います。

管理運営に係る小松市からの令和8年度の管理委託料は,23,091,000円を 上限とします。過去2年間の維持管理費用等は,ふれあい福祉課で提示しま す。

また、賃金水準の変動については、提案いただいた人件費のうち給与等

を,賃金水準の変動に応じて見直すことで,2年目以降の指定管理料に反映していきます。(以下,この仕組みを「賃金水準スライド制度」といいます。)

賃金水準スライド制度の詳細については、別添「指定管理者制度における 賃金スライド制度の手引き」を参照してください。

5 小松サン・アビリティーズの使用料

小松サン・アビリティーズ条例(以下「条例」という。)に規定する使用料は、指定管理者の収入として取り扱います。

6 応募の資格等

- (1) 応募者の資格
 - ア 応募者は、指定期間中において、安全円滑に小松サン・アビリティーズを管理運営できる法人その他の団体又は複数の法人等が共同する団体 (以下「法人等」という。)とします(個人は対象外)。
 - イ 法人等及び共同体の代表構成員は、小松市内に事務所を設置している 又は設置する見込みがあることとします。

(2) 欠格事項

次に該当する法人等(その他の団体等は代表者)は、応募者になることは できません。

- ア 法律行為を行う能力を有しないもの
- イ 破産者で復権を得ないもの
- ウ 会社更生法,民事再生法等により更生又は再生手続を開始している法 人
- エ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を 準用する場合を含む。)の規定により本市における一般競争入札等の参加 を制限されているもの
- オ 本市における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続き を妨げたもの又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得る ために連合したもの
- カ 税を滞納しているもの
- キ 地方自治法第92条の2 (議員の兼業禁止),第142条(長の兼業禁止),第166条(副市長の兼業禁止)及び第180条の5 (委員会の委員及び委員の兼業禁止)に該当するもの。ただし,法施行令第122条及び第133条(市が資本金,資本金その他これらに準ずるものの二分の一以上出資している法人)に該当する場合を除く。
- ク 指定管理者(共同事業体の場合は構成団体も含む)になろうとする法 人又はその役員が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

(平成3年法律第77号)」第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体に該当する場合

なお, 応募以後, 上記の欠格事項に該当した場合, 指定管理者の候補者となることができません。

7 募集要項等の配布

- (1) 配布期間 令和7年9月19日(金)から令和7年10月21日(火)
- (2) 配布時間 9時~17時
- (3) 配布場所 小松市役所1階 ふれあい福祉課窓口
- (4) 郵送 郵送を希望される場合は、320円分の切手を貼った返信用 封筒 (A4サイズの書類が入るもの)を同封の上ふれあい福祉 課まで請求ください。
- (5) インターネット

小松市からのホームページからもダウンロードできます。 ホームページアドレス

https://www.city.komatsu.lg.jp/soshiki/1010/kounoshisetsu/2/3153.html

8 提出書類等

申請は、次の必要な書類を作成のうえ、提出してください。

なお, 共同体による申請の場合は, 下記の提出書類中「エ 申請する法人 等に関する書類」は, 構成員であるすべての法人等のものも併せて提出して ください。

(1) 提出部数

提出書類は、原本1部、副本6部を提出してください。

- (2) 提出書類
 - ア 指定管理者指定申請書(様式第1号)
 - イ 管理運営事業提案書(様式第2号)
 - ① 指定管理者事業計画書(様式第3号)
 - ② 管理運営業務収支計画書(様式第4号)
 - ③ 管理運営業務収支計画年次表(様式第5号)
 - ウ 類似施設等管理運営実績表(様式第6号) (類似施設等の管理運営実績がある場合に提出)
 - エ 税に関する書類
 - ① 市税滯納有無調査承諾書(様式第7号)
 - ② 法人等の国税及び県税の納税証明書若しくは未納がないことを証明 する書類
 - 才 誓約書(様式第8号)

- カ 職員・従業員等調書(様式第9号)
- キ 申請する法人等に関する書類
 - ① 法人等概要書(様式第10号)
 - ② 法人等の定款, 寄附行為, 規約又はこれらに類する書類及び団体等の概要がわかるパンフレット等の資料
 - ③ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書,法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し,共同体にあっては,共同体の結成にかかる協定書又はこれに相当する書類)(代表者が外国人の場合にあっては,外国人登録証明書の写し)
 - ④ 申請を行う日の属する事業年度の収支予算書並びに直近2事業年度 の事業報告書,貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- ク 申請者が共同体の場合
 - ① 共同体構成員届(様式第11号)
 - ② 共同体協定書 (様式第12号)
 - ③ 委任状 (様式第 13 号)
- ケ 賃金水準スライド対象人件費計算書(別記様式1)
- コ その他市が必要であると認める書類

9 応募方法等に関する説明

応募方法、応募書類、指定管理者業務について詳細な説明が必要な場合は、小松市ふれあい福祉課に電話や電子メールでお問い合わせください。

10 募集内容等に係る質問の受付

- (1) 受付期間 令和7年10月2日(木)から令和7年10月8日(水)17時まで(閉庁日を除く。)
- (2) 質問方法 別紙質疑書 (様式第第 15, 16 号) により,持参,郵送,FA X又は電子メールにより,小松市ふれあい福祉課宛に提出してください。
- (3) 回答方法 受け付けた質問に対する回答は令和7年10月10日(金)を 最終回答日とし、質問者等にFAX又は電子メールにて回答 いたします。それ以外の人は「15 問合せ先」までご連絡く ださい。
- ※質問内容が法人等独自に係るものと判断されるものについては、当該法人 等のみに回答し、それ以外についてはすべての法人に回答致します。

11 応募申請書受付期間及び提出先

- (1) 受付期間 令和7年9月19日(金)から令和7年10月21日(火)まで(必着)
- (2) 提出先 ふれあい福祉課

(3) 受付方法 応募申請書一式を持参若しくは郵送, FAX 又は電子メール

12 応募に関する留意事項

- (1) 上記各種書類のうち持参以外で郵送, FAX 又は電子メールにて提出した場合は, 届いているかどうかの電話確認を行ってください。
- (2) 本件業務に従事する本件関係者に対して、本件応募についての接触を禁止いたします。接触の事実が認められた場合、失格になることがあります。
- (3) 提出された応募書類の内容を変更することはできません。(ただし、軽微な変更を除く。)
- (4) 応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (5) 応募書類は理由の如何を問わず返却しません。
- (6) 応募書類について公表する場合その他小松市が必要と認めるときは、小松市は提出書類等の全部又は一部を無償で使用できるものとします。
- (7) 応募申請後に辞退する場合は指定管理者指定申請辞退届辞退届(様式第 17 号)を提出してください。
- (8) 応募に関して必要となる費用は、すべて応募団体の負担とします。
- (9) 小松市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合もあります。

13 指定管理者の選定及び指定等

- (1) 選定方式 指定管理者候補者は選定協議会での協議を経て決定します。
- (2) 審査 応募者が1者であった場合には書類審査にて、応募者が2者 以上であった場合には加えて面接審査(10分間のプレゼンテーション及び質疑応答)により選考します。面接審査の日程、内容等の詳細については後日あらためて通知します。
- (3) 結果通知
 - ア 応募者全員に対し、文書で通知します。
 - イ 選定結果はホームページ等で公表の予定です。
- (4) 協定締結 指定議案の議会議決後,正式に協定を締結します。
- (5) その他
 - ア 小松市議会の議決を経てはじめて指定管理者となりますので、それまでの間に指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が 生じたときは、指定管理者に指定しないことがあります。
 - イ 小松市議会の議決が得られなかった場合,準備のために支出した費用 等については、一切補償しないものとします。
 - ウ 指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために小松市が行う指示に 従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でな

いと市が認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

エ 本市の経済振興と市内業者の育成を図る観点から、選考に際しては小 松市内に事業所を置く法人またはその他の団体(以下,「市内業者」とい う。)を優先的とします。(事業所の設置見込も可)。共同事業体の場合 は、構成団体に一者以上市内業者を含め、かつ代表者は市内業者である 者を優先とします。

14 スケジュール

指定管理者による指定管理開始までのスケジュールは次のとおりを予定しています。

令和7年9月19日(金)~10月21日(火) 募集要項の配布

10月2日(木)~10月8日(水) 質問の受付

9月19日 (火) ~10月21日 (火) 申請の受付

10月~11月(予定) 指定管理者選定協議会の開催

11月中 選定結果の公表

12月(12月議会) 指定管理者の指定の議決

令和8年3月31日までに 基本協定の締結,事務の引継ぎ

4月1日 年度協定の締結,

指定管理者による指定の開始

15 問い合わせ先

小松サン・アビリティーズに関すること

小松市健康福祉部ふれあい福祉課 担当 藤井

電話 0761-24-8052 FAX 0761-23-0294

Mail fukushika@city.komatsu.lg.jp

指定管理制度に関すること

小松市行政管理部総務課 担当 矢田

電話 0761-24-8151

FAX 0761-23-3791

Mail soumuka@city.komatsu.lg.jp